

共有不動産と 準共有の株式

相 続人が複数いる相続が発生した場合、遺言がなければ、遺産分割協議が成立するまで、相続財産は相続人の共有になります。不動産など所有権のある財産は共有、株式など所有権以外の財産は準共有となります。準共有は、共有と同じ取扱になります。

未 分割による共有不動産については、各相続人は法定相続分に応じた使用、収益、処分ができます。不動産が賃料収入を生むアパートなどであれば、そこから生ずる賃料と費用を各相続人は法定相続分に応じて取得及び負担します。確定申告義務を負うことになる場合もあります。

分 割協議が成立し、そのアパートなどを相続する者

が確定すると所有権は相続開始時に遡って取得していたことになります。しかし、その賃料収入と支出費用については、相続開始時には遡及させないことになっており、遺産分割の効果は遺産分割後にのみ生ずるものとされています。

未 分割による共有株式については、基本的に不動産とその取扱は同じですが、重要なところの相違があります。配当については、各相続人は法定相続分に応じて取得し、源泉税も法定相続分に応じて負担し、分割確定による配当所得に関する効果は不遡及です。ここまででは不動産の場合と同じところです。

違 うのは、株式には財産権のほかに、「株主総会にお

ける議決権」があることです。共有株式の議決権について、会社法は単独所有株式と同じように権利行使者を1人に限るものとし、その選任結果の会社への通知を求めています。

例 外として、共有者ごとの権利行使を会社が同意することもありますが、オーナー株式の相続について、相続人間でもめている場合には、総会が開催できない、とか、株主総会での議決権行使ができないという事態になってしまふことにもなりかねません。小数株主による千載一遇のクーデターのチャンスを提供してしまう、というドラマが進行しないとも限りません。

ま た、準共有状態を意識的に存続させることにより、経営に関わる少数株主が会社を意のままに操ることを可能にしてしまう、ということも起ります。

留意が必要です。

運命は、我等を幸福にも不幸にもしない。
ただその材料と種子とを
我等に提供するだけである

(フランスの哲学者 モンテニュ)



春の夜明けです。まだ暗いときを「暁」といい、空がしらじらと明け、だんだんに物が見分けられるようになると「曙」といいます。春とは名のみ、早春3月は、所得税、贈与税、個人消費税の中告等が自白押し、税では一番忙しい月です。5日啓蟄、20日春分。

3月の税務メモ

- (国 税)
- 2月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
 - 19年分の所得税確定申告
 - 19年分の贈与税申告
 - 青色申告の承認申請(それに伴う専従者給与届等の提出)
 - 19年分の個人事業者の消費税申告
 - 1月決算法人の確定申告
 - 7月決算法人の中間(予定)申告

- (地方税)
- | | |
|-----|------------------------------------|
| 10日 | ○ 2月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 17日 | ○ 19年分の個人住民税・事業税の申告(所得税確定申告者は申告不要) |
| “ | |
| “ | |
| 31日 | |
| “ | |
| “ | |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。